



凍結更新及び破棄申請書

嶋田秀仁 院長 殿

西暦 20 年 月 日 期限の (胚 ・ 精子) について下記の申請を致します。

1) 更新 2) 破棄 3) 一部破棄 (ご来院頂いてのお手続きが必要となります。)

フリガナ
患者番号： _____ 患者 (妻) 氏名： _____ 印

フリガナ
_____ 配偶者 (夫) 氏名： _____ 印

※必ず御本人が直筆で署名し、捺印をお願い致します。

住所：〒

電話番号：

西暦 20 年 月 日

※この枠内は当院記入欄

延長後の凍結保存期限： 西暦 20 年 月 日 まで

凍結胚一部破棄

凍結日： 20 年 月 日 () cell G () / 胚盤胞 ()
()

凍結日： 20 年 月 日 () cell G () / 胚盤胞 ()
()

凍結日： 20 年 月 日 () cell G () / 胚盤胞 ()
()

凍結日： 20 年 月 日 () cell G () / 胚盤胞 ()
()

【注意点】

- ・延長保存を希望、もしくは希望されない場合でも、必ず期日までにお手続きが必要です。
- ・保存期限は、凍結開始の際にお渡しする胚（受精卵）凍結保存の書類に明記しております。
- ・一部破棄をご希望の方は、一度受診していただきお手続きをさせていただきます。
- ・万が一、期日までに延長希望の御連絡、意思表示がない場合には、延長希望のないものとして保存を中止し、廃棄とさせていただきますので、ご注意ください。
- ・保存期間の更新は1年ごとです。
- ・更新は保存期限満了日の1ヶ月前から可能となっております。
- ・申請書は必ず御本人が直筆でご署名・ご捺印をお願い致します。
- ・胚と精子の凍結保存をされている場合、それぞれの申請書が必要となります。
- ・凍結保存期限が異なる凍結胚・凍結精子は、保存期限ごとの手続きとお支払いが必要となります。
- ・凍結保存更新料に日割り、月割りはございません。
- ・原則として期日を過ぎてからのお手続きはお受け致しかねます。

【凍結保存終了について】

以下のいずれかに該当する場合、凍結胚・凍結精子は廃棄となり以後に融解胚移植は実施できません。

1. 離婚された場合やご夫婦のどちらかが死亡された場合、または行方不明となった場合
※ 上記の場合には、速やかに当院まで申し出てください。
2. 患者様の生殖年齢を超えた場合
3. 妊娠により患者様の生命に危険が及ぶと予想されるような場合
4. 患者様の希望により凍結胚・凍結精子を廃棄する場合
5. 凍結延長の手続きがされていない場合

上記以外にも融解胚移植ができなくなることがあります。

【更新及び破棄の手続きについて】

当院HPより申請書をダウンロードして下さい。（院内でも配布しておりますがお支払いは現金書留となります。）

更新/破棄を○で囲み、必要事項のご記入をお願い致します。

下記を同封の上、現金書留郵便にてご郵送ください。

尚、一部破棄の場合には、内容の確認がございましたので、必ずご来院頂いた上でのお手続きとなります。

- ・申請書（署名・捺印済） ※ 申請書のコピーが必要な場合は、ご郵送前にご自身でコピーをお取りいただきますようお願いいたします
- ・更新料（破棄の場合は不要）

【更新料・税込み】 ※凍結胚・凍結精子の保存期限ごとに更新が必要です。

受精卵凍結更新料（1年毎）¥55,000（個数に限らず）

精子凍結更新料（1年毎）¥11,000/本 1本追加にて¥5,500加算

【送付先】〒104-0061 東京都中央区銀座1-3-9 マルイト銀座ビル7F

銀座こうのとりレディースクリニック 凍結胚・凍結精子申請 宛

※申請書のみご送付頂いてもお手続きは出来ません。必ず更新料と一緒にご返送ください。